

(論 文)

福澤諭吉が想像した西欧の日本イメージ*

石 倉 幸 雄

キーワード

福澤諭吉 西欧の日本イメージ 福澤が想像した西欧の日本イメージ
西欧の日本イメージと対日政策 独占資本主義的および帝国主義的植民地政策

1. はじめに

福澤諭吉は明治初頭から10年代にかけて、『学問のすすめ』（明治5-9年）、『文明論之概略』（明治8年）、『通俗国権論』（明治11年）、『民情一新』（明治12年）等を始めとする多くの著作をもって、迫り来る新たな国際秩序を前に、日本国の真の対外的独立の確保を目的とし、そのための手段としての新たな国内秩序構築の緊要性を訴えた。福澤を衝き動かしたものは、新たな国際秩序が日本を包摂する契機となる、ペリーの浦賀来航（嘉永6年）に始まる西力東漸という世界史的現実と、それへの対応を間違えれば日本の独立が危うくなるという危機意識であった。

ところで、上記の一連の著作における西力東漸という世界史的現実の認識の仕方は、西欧文明の基本的な理解と、日本が文明開化をしないまま西欧文明が支配する国際秩序に組み入れられた場合に、蒙ることとなる困難の数々を警告的に例示すること等を主とするものであり、西欧がどのような日本イメージをもって日本に対してくるかということについては触れられていない。そもそも西欧の日本イメージは、背後にあって個々の対日政策に照応することが考えられるが、本質的に把握し難い。また、西欧の日本イメージと言っても、西欧が抱く日本イメージと、それを日本が観察想像することによって得られる西欧の日本イメージとがあり、後者は日本が日本自身をどう認識するかということと表裏の関係にある。また、その背景には、ペリーの浦賀来航以来の対外折衝の経験と国際情勢の変遷、ならびに、国内社会の歴史的発展等があり、さらには、それぞれの重要な局面に対応して方針を決めた際の議論や思考が関係しているのである。

そこで本稿では、西欧の日本イメージについて、福澤諭吉はどのような観察想像をしたのかということと、それが明示的に現れたと考えられる、歴代政府の条約改正交渉に関して自ら経営する『時事新報』に拠り世論を先導した福澤の条約改正論を通して、探ることとする。ここに言う条約改正とは、安政5年6月19日の日米修好通商条約と貿易章程（以下、安政条約と略す）、ならびに、慶応2年5月13日の米国との間で調印された改税約書に代表され

いしくら ゆきお：前 淑徳大学 兼任講師

*本研究は国際コミュニケーション学会から研究助成金を受けたものである。

る対外条約（以下両条約を単に条約と略す）によって設定された治外法権の撤去、および、失った関税・貿易・航海等に関する自主権の回復を目指した外交折衝を言う。以下、条約改正をその中心となって推進した歴代7人の外務大臣——岩倉遣米欧特命全権大使(明治5年)、寺島宗則外務卿(明治6-12年)、井上馨外務大臣(明治12-20年、明治18年12月以前は外務卿)、大隈重信外務大臣(明治21-22年)、青木周蔵外務大臣(明治22-24年)、榎本武揚外務大臣(明治24-25年)、陸奥宗光外務大臣(明治25-29年)——の条約改正交渉の骨子、ならびに、各々の時期に現れた条約改正論等を、時間的序列に従って列記し、テーマの論考を行うこととする。

2. 先行研究—西欧のアジア(日本)イメージ

本論に入る前に、西欧人が論じる西欧の対アジア(日本)イメージに関する先行研究を参照することとする。明治期における西欧の対日イメージに関する研究は極めて少ない。

松井透氏は「近代西欧のアジア観と植民地支配論」(『思想』No.530., 1968, 岩波書店)において、イギリス人による多くのインド植民地支配論から、近代西欧のアジア観と植民地支配論との内的関係を、ヨーロッパ社会内部の史的発展段階、すなわち、重商主義、産業資本主義、そして帝国主義という各思想が支配的であった各々の時代においてとらえられた。産業資本主義の段階における両者の関係については、西欧文明の普遍性と人類の根源的な同質・同等性への確信から、アジアも西欧と同一の世界観を共有できるはずであると考えられ、開明的で改革志行的なアジア観と植民地支配理論が照応するとした。この場合には、現地に生産設備を建設し、鉄道を敷くなどして、西欧と同じ生産システムを構築し、その保全と安全円滑な運営のために西欧流の法制度を現地に押しつけるという植民地経営論が支配的となる。しかし、この支配はアジアが西欧と同じレベルの文明に達したときに、西欧は撤退して解消されなければならないとして、そこに支配の正統性を見出した。そして、帝国主義的段階では、彼等の目から見ていかんともし難いアジアの停滞性と劣等性に直面して、自らの文明の普遍性と人類の根源的な同質・同等性への確信が揺らいで、もっぱら帝国存立の擁護論が横行するようになり、人種差別的・非人道的植民地経営論が支配的となるとした。

横山俊夫氏は、Toshio Yokoyama, *Japan in the Victorian Mind-A Study of Stereotyped Images of a Nation 1850-80*, Macmillan, London, 1987,において、1850-1880年の間に英国の指導的高級誌20誌に現れた日本イメージを研究された結果、日本イメージは自国に対する認識の変化-1860年代までの世界における英国の地位が1880年以降変容することに対する認識-と関わり合いながら変化していることを指摘して、大方の日本イメージは日本を珍しく独特な国であると見るものであったとしている。そして、1880年以降は、“非現実的で独特”な国日本というイメージが定着して、この“非現実的で独特”という観念が転化して“独創性のない文明の国”というイメージが派生したという。

- 2 東田雅博氏も横山氏と同様の手法と観点から「「文明化の使命」とアジア」(『思想』No.811., 1992年、岩波書店)において、イギリスのヴィクトリア時代(1850-1900)の指導的高級誌多数に掲載された日本関連論文を跋渉されて、当時のイギリスの対インド、中国、日本のイメージを研究されている。同氏によれば、1850年代、60年代において日本は「自己の文明に拘泥しつづける半開の中国」との対比において高く評価され、西欧文明の受容能力について「驚くべき才能」を賞賛されていた。この時期までの日本は、西欧文明の普遍性と人類の同質性への確信に動機づけられた思想「文明化の使命」の正しさを証明する存在と

考えられた。そして、70年代を境に対日イメージは変容する。日本については、日本の文明にはオリジナリティーがない。日本の文明化は、結局のところ、かつて中国の文明を素早く取り入れたのと同じように、西欧文明を効率良く取り入れた「東洋における特異な事件」と看做されるようになる。つまり日本の文明化は、「文明化の使命」の見事な成功事例ではなく、特異な事例であるというものであった。90年代には文明への熱狂は半開国の新しいものへの子供じみた熱狂の結果と解されて、日本人は「元気のよい子供」でその文明も「人形の家」の文明とされて、賞賛は保護者的なものへと変容する。しかし、子供は文明論の文脈では知的レベルで劣り未開さを留める人であり、劣等人種の隠喩であったという。日本は日清戦争の勝利によってこの冷やかな眼差しを一気に撥ね返すこととなる。アジアイメージの70年代以降の変化の要因について、同氏は、一つは頑強に西欧文明の受け入れに抵抗する中国の存在が「文明化の使命」の正当性を立ち止って考えさせ、これに懐疑を抱かせたことと、二つには、米独の追い上げと73年に始まる大不況とを背景とする世界経済におけるイギリスの相対的地位の低下を契機として、「文明化の使命」を基礎づけた西欧文明の普遍性と人類の同質性へのイギリス自身の確信が揺らぎ、非西欧世界への西欧文明の輸出に躊躇を感じ始めたことの2点を指摘されている。

3. 福澤が想像した西欧の日本イメージ

3-1 岩倉遣米欧特命全權大使（明治5年）

条約改正問題の実質は明治元年12月23日に外国官副知事東久世通禧中将が「徳川幕府締結ノ条約改定商議開始ニ関シ非公式申出ノ件」¹（外務省調査局監修、日本学術振興会編纂『条約改正関係 大日本外交文書』日本国際連合協会、第1巻、文書番号745）を在東京の米、仏、蘭、露、英、李の6カ国公使あてに発牒して条約改正の意志の通告をしたことに始まり、明治44年2月21日に米国との間に陸奥条約の改正条約が調印され、同44年7月16日の批准交換をもって終了する。

安政条約（第13条）で定められた条約改定可能な時期は1872年（明治5年）7月4日以降であり、改税約書で定められた同種の時期は1872年（明治5年）7月1日以降となっており、そのための予備交渉は各々当該日付の1年前から行えることとなっていた。このため、明治元年の条約改正の意志の通告は、早きに過ぎて締約各国の反応はいま一つであった。明治4年になると条約改正に関する政府の動きは本格化する。三條太政大臣から岩倉外務卿あての条約改正商議のための使節の欧米派遣に関する諮問書（明治4年9月15日仮²）によると、「我国律ノ推及スヘキ事モ之ヲ彼ニ推及スル能ハス我權利ニ帰スヘキ事モ之ヲ彼ニ依ラシムル能ハス我カ自在ニ処置スヘキ条理アルモ之ヲ彼ニ商議スヘキ事ニ至リ其他凡ソ中外相関係スル事々々彼是対等東西比例ノ通誼ヲ竭ス能ハス甚キハ公使ノ喜怒ニ由テ公然タル談判モ困難ヲ受クルニ至ル」³という状態で、条約の不平等性がもたらす実態を克明に列挙している。

新政府の条約改正に対する基本的な考え方は、「分裂セル国体ヲ一ニシ渙散セシ国權ヲ復シ制度法律駁雜ナル弊ヲ改メ専ラ専断拘束ノ餘弊ヲ除キ寛縦簡易ノ政治ニ帰セシメ勉テ民權ヲ復スルコトニ従事シ漸ク政令一途ノ法律同轍ニ至リ正ニ列国ト並肩スルノ基礎ヲ立ントス宜ク従前ノ条約ヲ改正シ独立不羈ノ體裁ヲ定ムヘシ」（同前）とあり、従来の日本が「専断拘束ノ餘弊」と「制度法律駁雜ナル弊」のなかに在る状態から脱しなければならず、そのた

3

めには「勉テ民権ヲ復スルコト」と「政令一途ノ法律同轍ニ至」る体制、つまり民権の充実拡張と近代的法治体制をつくって「列国ト並肩」しうる文明国となることによって条約改正を果たし、「独立不羈ノ體裁」をつくって対外的独立を全うしなければならないとしている。まさに条約改正を推進することが「一身独立して一国独立する事」（福澤諭吉『学問のすすめ（三編）』明治6年、慶応義塾編『福澤諭吉全集』第3巻、岩波書店、以下『全集』③と略記し、漢字のうち新字体のあるものは新字体による）と等価の関係にあった。そして、条約改正推進の基本方針としては、各国が享受している普通の公法の適用を訴えることに終始し、「威力ノ談判ニ涉リ其ノ弊害ヲ招ク」（前出）ようなことは避けねばならないと言って、先進西欧諸国による武力による解決を畏れている。そこで、交渉の使節は、「我が政体更新ニ由テ更ニ和親ヲ篤クスル為メ聘問ノ礼ヲ修メ」（前出）ながらの交渉をすべきであるとしている。

岩倉は特命全権大使として明治5年2月3日（1872年3月11日）米国國務省において時の國務長官ハミルトン・フィッシュと条約改正について会談に及ぶが、談判の進め方について彼我の間に大きな相違があることがわかって、結局この会談は失敗に終わる。当初、岩倉はこの会議を予備会議と位置付け、米国はじめ各国の意向を聴取して東京へ持ち帰り、これを土台として東京において各国公使経由で各国と改正論議を進める考えであった。ところがフィッシュは、今般の談判で拘束力のある草案をつくり、それをベースに成約に持ち込む考えを岩倉に示した。本稿の目的から逸れるので会談の詳述は避けるが、岩倉は米国との条約改正談判を中止することに決し、これを6月17日（1872年7月22日）先方へ伝えた⁴。岩倉使節団は主たる目的を視察へ切り換えて予定を消化することとなる⁵。

ところで、先の「諮問書」のなかで、三條は、このような不平等条約を締結した責任は挙げて旧幕の「擅権ノ私断」と「官吏ノ怠惰ト姑息」にあると決めつけている。これは三條が新政府の太政大臣であるという職掌に由来しているかも知れない。この点について福澤諭吉によると、もう少し広い受け取り方が示され、本稿のテーマである「想像された西欧の日本イメージ」が提示される。

福澤によれば、「外国人の日本に来るは、貿易の為のみ。日本の人民に智徳を付与して之を文明に導かんとするに非ず。然るに開港以来、我國民の氣風を改め、旧を棄て、新を求め、遂に政府をも一新したるは、外国交際の際す所と雖ども、外国人の目を以て之を見れば、全く偶然の結果にして、素より其目的に非ず。故に我国に文明の入りし由縁と、貿易の行はる、由縁とは、初より其源因を異にするものなり。」（「外国人の内地雜居許す可らざるの論」、『民間雑誌』第六編、明治8年1月、『全集』⑦）というように、初めて来日した外国人らの目的は貿易の利、つまり、商業資本的利益を求めてやって来たのであり、日本が文明に進みついには王政維新を果たしてしまったのは、彼等にとってみれば偶然のできごとであり当初は想定もしていなかったことであると言う。「貿易のため」ということを19世紀後半の西力東漸という世界史の文脈に置けば、日本に工場を建て、鉄道を敷き、といった産業資本主義的進出の考えはなかったということになる。したがって、独占的商業資本主義的な収奪は、理屈の上からはあり得るかも知れないが、自らの投下資本の保護のために軍隊を派遣・駐留させ、日本古来の法体系を無視して自分達の法律を持ち込み、そのために政治を牛耳ると言う、つまり、独占的産業資本主義的（ないし帝国主義的）植民地経営に列強が乗り出してくる蓋然性は極めて小さいと福澤は考えていたといえる。そうなると、居留地の見方も三條と福澤とは大きく違ってくる。三條によれば、居留地は「我国律ノ推及スヘキ事モ之ヲ彼ニ

4

推及スル能ハ」ざる空間で断然撤去されるべきであるとするが、福澤はより水平思考的にこれをとらえて、「従来外国人の居留地を定め、旅行の場所を開港場より十里四方と限りたるは、其初に於ては唯浪士等の暴行に備えたる法にて、最早無用たるに似たれども、今日に至ては、我浪士が外国人に敵するの暴行を防ぐよりも、外国の商人が我愚民に接するの暴行を防ぐに、恰も適当したる良法と云ふ可し。」(同前)ということになる。

幕末から明治初期に至る間(1860年代)の西欧の対日イメージに関する福澤の観察想像は、この後も同一の文脈からのものが提示される。たとえば明治19年には、「(当時の米国公使ハリス氏)氏に於ては此条約に由り我に害を加へんと欲するが如き悪意なきのみならず、外国の事情に不案内なる日本人をして、苟も外交を維持して貿易の道を断つことなからしめんとするには、云々の方略に依るの外なしとて、一種変則の条約案文を提出したることにして、其文の心術は徹頭徹尾我に対して深切なりと云はざるを得ず。即ち当時日本人を子供の如く看做して、子供に対するに相応の約束を定めたるものならん。」(「条約改正の愉快は無代償にて得らる可きものに非ず」、明治19年9月6日時事新報社説、『全集』⑩、97-98頁)と言い、英国についても、生麦、下関等の事件で法外な償金を要求したことはあったが、「又一方より見れば英国人の心術、決して日本国に害を加へて終に之を萎縮衰微せしめんと欲する者にあらず。我輩を以て英人の心を忖度すれば、彼等は文明の先達大人を以て自ら居り、其日本人を視ること固より小兒にして、然かも教へて導く可き小兒なりと認め、政治上に外交上に又智育世教上に専ら之を教導して、共に文明の方向を与にせんことを勤めたるもの如し。」(同前)といい、日本が外国の侵略といった支障もなく文明開化に邁進できたのは、「全く我日本人の働の活発にして精神の洒落なるものと雖ども、首として英国人が我に対して一点の禍心なく、他の各国も其趣意を体し、之に加ふるに徹頭徹尾政治上に無欲淡泊なる米国人の懇篤心に由来するものも居多なりと云はざるを得ず」(同前)ともいって、米国の当時の外交政策を的確に受け止めるとともに、日本が「文明化の使命」の優等生として見られていた1860年代のイギリスの日本イメージと平仄が合っている。これ以降になされた同様の文脈からの発言としては、「対外前途の困難」(明治30年6月25日時事新報社説、『全集』⑩、19-25頁)、「福澤先生の演説(ビヤビヅリー氏歓迎会に於て)」(明治33年11月26日時事新報社説、『全集』⑩、649-653頁)等が挙げられる。

3-2 寺島宗則外務卿(明治6-12年)——井上馨外務大臣(明治12-20年)

寺島が三條太政大臣へ提出した明治8年11月10日付「伺」:「海関税権回復之儀」を見ると、「国権全復ノ義實際難行就テハ可出来丈ケノ回復ヲ目的トシ先ツ海関税権回復ヲ最初ノ着手ト致候方可然ト存候」⁶とあるように、寺島は関税自主権の回復、つまり、税則ならびに貿易規則の改定における自主権の確保を主眼目とした条約の条款改定に努力した。寺島の折衝は米国の認めるところとなり、明治11年7月25日、日米条約、関税改定約書が調印されたが、他国が同様の条約に調印しない限り発効しないという条件があり、英独の反対にあつてこの条約は発効することはなかった。

井上は、明治15年1月25日に条約改正のための第1回各国連合予議会を開いた。予議会は同年7月27日までに16回を数えるが、この日をもって閉会される。その原因の一つは7月17日第15回予議会において英国公使パークスが井上の提案に対して反対を表明したこと、二つは7月23日に朝鮮で壬午事変(朝鮮の朝廷における反日クーデター)が起り、井上が事態の收拾のために渡韓を余儀なくされることになったこと等にある。パークスの反対の主

たるものは、内地雑居開始時の英国人が従うこととなる日本の法制度がはたして英国人の権利と利益を過不足なく保証できるかという点について甚だ心もとないというものであった。日本の法制度に対する不信はパークスの後任プランケット公使によっても引き続き表明される⁷。

ところで、これまでの対外折衝の経験から、条約改正問題の正面は、関税自主権の確保ではなく治外法権の撤去であり、そのためには締約国に日本人と同等の権利と利益を保証する国内雑居を認可することが必要条件とされた。その際、国内雑居で外国人が従わねばならない日本の法制度が西欧並みに十分なものでは未だないという彼等の主張が条約改正を困難にさせている大きな問題であった。この点について、必要十分な法典がいつまでにどのようにして整備されるかという保証を、どのようにして改正条約に盛り込むかが、井上以降の条約改正談判の中心的議題であった。とくに税権回復よりも治外法権撤去を重んじたのは、いくら関税・貿易規則制定権を回復しても、その適用を巡って外国人と紛糾が生じれば、規則の解釈と適用を決めるのは領事裁判所であるという事実を寺島外相時代の明治10年12月14日にハートリー阿片密輸事件⁸から知らされたことにあった。井上は予議会での交渉実績をもとに、明治19年5月1日第1回条約改正会議を開き関係各国の公使らを召集する。この改正会議は翌20年7月まで精力的に続けられ、条約改正のために外国人に多くの譲歩を提案することが決定された。とくに、そこで議定された司法制度に関する裁判管轄条約案に対して朝野に激しい反対が起こった。時の農商務大臣谷干城、図書頭井上毅、内閣法律顧問ボアソナードらの強硬な反対は井上外相をして当該条約案の撤回を余儀なくさせた。福澤は明治20年6月24日付時事新報紙上に社説「条約改正は事宜に由り中止するも遺憾なし」（『全集』⑧、286-289頁）を発表して、法は国家主権の根本要素であるから外国人には「一豪も触るゝ所あらしむ可らざるなり」と書いたことが政府に咎められて、同紙は即日発行停止処分を受けた⁹。井上は明治20年7月29日条約改正会議の無期延期を宣言し、同年9月17日外相を辞任する。

問題となった裁判管轄条約案のうちで特に激しい反対論を惹起したものは、1 日本政府は泰西主義に則り、刑法、刑事訴訟法、民法、商法、民事訴訟法、警察規則および同準則等を整備して雑居の認可（日本人と同等の権利、利益を認める内地雑居で、開始は条約批准後2年以内、ただし雑居開始後3年間は領事裁判制度の延長を認める）までにこれらを布告し、雑居開始前8ヵ月以内に上記法律の英文訳を各国政府へ通達すること、ならびに、2 始審裁判所、控訴院、大審院等の判事には多数の外国裁判官を配置することとする。裁判所の用語は日本語とし、宣告書、公文判決、判事の定論等すべて裁判所より発する文書は英文をもって原被告へ通達されることの2点であった。

6 反対論の多くが政治的観点からのもので議論の余地を残したが、ボアソナードのそれ（「ボアソナード外交意見」『明治文化全集』第11巻、日本評論社、昭和43年3月第3版）は上記草案を司法実務的に点検批判したもので、反論の余地のない説得力のあるものであった¹⁰。その大綱は先ず上記条約案の2を採り上げて、日本人が外国人より告訴されて被告となった場合に、この日本人の被告は、日本人の裁判官により日本の法律による裁判を受ける権利が否定されてしまうことを指摘した。このことは、日本人が原告として外国人を訴追した場合でも、当該外国人が反訴をすれば、当該日本人は今度は被告として外国人裁判官の判断を仰ぐこととなってしまい、現行の条約下では起こり得ない大問題が起こるとした（ボアソナードの危惧は明治25年11月に起こった千島艦事件¹¹において現実のものとなった）。しかも、

始審裁判所は全国に8つ（横浜、函館、新潟、神戸、京都、山口、長崎、名古屋）しかなく、大方の日本人にとって行くに遠く、英語が必要となるから英語のわかる代言人や通詞を雇う経費が嵩むとした。第二には、やはり2の外国人裁判官を採りあげて、いやしくも世界に独立を張る国で外国人に公権力を付与し、その執行を許した例を知らないといふと激しく論難した。そして第三に、1の新たに編纂された法典の英訳を締約各国へ送付する件について、自らも立会った改正会議の過程を議事録をもって精査して、出席の外国委員らの理解は、ここでいう送付の実質は事前の承諾もしくは認可であるとして、これを断固排除すべしとした。さらに、本件を巡る国論の動揺を収めるために当該条約案の国民への公開を当局へ強く勧めた。

この時期に福澤が時事新報紙上に発表したおおよそ22編¹²に及ぶ条約改正論を通読するとき、西欧（とくに英国）の目先の対日政策が微妙に変化していることを福澤は鋭敏に読み取ってはいるが、その背後にあって現実の対日政策との照応が考えられる対日イメージについては、それが変化したとは想像していないことがわかる。すなわち、この時期に福澤が観た「西欧の日本イメージ」は、明治初頭のものと同一の「日本は貿易の相手国」ということであつた。詳細は以下のようになる。

明治16年5月のパークス英公使の北京駐在への転任情報から、東京駐在公使の年俸が2万銀円に対して北京駐在のそれは3万銀円であることを指摘して、英国にとっての日本と清の外交上の重要度の違いを論じている（「パークス公使北京に往かんとす」（明治16年5月18日時事新報社説、『全集』⑧、658-660頁）。また、同年10月30日と31日には各々「日本の用終れり」（『全集』⑨、237-240頁）と「西洋人の日本を疎外するは内外両因あり」（同、240-243頁）という社説を『時事新報』へ発表して福澤の理解する西欧の対日政策の変化について論じている。それによれば、もともと西欧の東洋における第一の興味関心は支那の広大な市場にあつた。しかし支那は自己の文明を頑に墨守して西欧文明に門を閉ざし取り合おうとしなかつた。したがって、「西洋人が明治の初年に日本を誘導して其開進を促し唯及ばざらんことを恐れたるは、実に日本の為にせしに非ず。唯其開進を利用して支那を憐動するの方便と為し、漸く其頑眠を驚かして之と通商交際を謀らんとの所望なりしが如し」〔「西洋人の日本を疎外するは内外両因あり」（前出）〕であつた。ところで最近は、日本の開化開進が目論見通り進んで通商の量もひとわり増加し終わると、いよいよその影響が支那に及んで、支那からも西欧へ電線、鉄道、軍艦、銃砲等の発注が出始めた。その結果、西洋人の興味関心は日本から支那へシフトして、彼等の日本への態度は一段と冷ややかなものへと転化したと指摘して、「西洋人の眼より見たらば日本は最早無用の国なり」（同前）、「日本の用終れり」（前出）と言って、条約改正が捗らないのはその証左であると論じた。これらの社説で時事新報は明治16年10月31日発行停止処分を受けた¹³。ちなみに、陸奥外相の時の駐独公使の青木が明治27年5月2日にロンドンの英外務省でバアルチャー英外務次官補（Hon.F.L. Bertie）と条約改正の談判の最中に「本官ハ戯レニ英国ノ単ニ支那ニ結ヒ日本ニ疎ナルノ情ヲ詰リタルニ彼談頭ヲ転シ…」¹⁴と言って英国が日本より清により好意的であると思つているということを暗に先方へ伝えている。清に親しい英国というイメージが日本当局者の間にあつたことを示す資料は他にもある¹⁵。

明治15年に途絶した条約改正予議会に代わって条約改正会議が明治19年5月1日から開始されると、福澤はこれを喜び、「今回の出来事に就ては先づ外国の人の心事を判断すること肝要なる可し。我輩の所見を以てすれば、此事は外国人が日本の事情を視察して、其自動

を逞ふせしむるの放任策に出たるものと認めざるを得ず。」(「条約改正すれば外国交際も亦一面目を改む可し」明治19年9月7日時事新報社説、『全集』⑪、99-102頁)と言ってパークス時代の箸の上げ下げにも干渉するような態度から一転して、今度は一人前扱いをするようになったと言った。福澤が明治16年と19年に観察した英国の対日政策の変化については後年、明治30年(「対外前途の困難」明治30年6月25日時事新報社説、『全集』⑯、19-25頁)にも繰り返して述べられる。この時点では「日本の発達は容易に侮る可らず、既に世界の一国として見る可きものなり」として英国は日本に対して警戒感を表したとし、さらに説き進んで警戒感の背後に白人優越主義といった人種的偏見を垣間見てさえもいる。

しかし、英国の日本イメージに関する福澤の想像は、明治16年、同19年、いずれの時点のものも、明治初頭のものと同様不変であることがわかる。それは、西欧は日本を貿易の相手としてのみこれを見て、それ以外には他意余念はないという基本的なイメージであった。福澤は、明治16年と19年における西欧の対日政策の変化を、貿易相手としての日本のマーケット余力を西欧がどう判断したかによるものと考えていた。つまり、日本のマーケット余力がなくなったと判断したから、西欧の日本への関心は支那へシフトしたのであり、それなりの取引量を確保できるまでに日本のマーケットが成熟したと判断したから、日本を一人前扱いするようになったと考えたのである。

この時期の福澤の条約改正論については以下のように要約し得る。1 国の独立と(他国の法の支配を認める)治外法権は両立し得ない、2 不平等条約の改定は治外法権の撤去を第一とすべし。治外法権を存置したまま税権を回復しても、居留地が存在する限り税権回復の実効を挙げることはできない、3 裁判における法の適用は本来属地主義(犯罪が行われた地域の法を適用)であるべきなのに、領事裁判は法の適用を属人主義(被告の出身地の法を適用)で行っている。しかも、無数にある世界各地の法規・法令・規則等を領事裁判官が知悉しているはずもないから、現行の領事裁判制度は司法実務から言って遂行不可能な制度である、4 外国人の要望を見ると、治外法権の撤去と国内雑居の認可がセットとなっている、5 内地雑居で、日本人が外国人との競争で経済的・社会的に駆逐されるということはある得ない。すべてイコールフットイングを原則とせよ。但し鉱業だけは外国人には採算が採れ易くみえるだろうから要注意。またシナ人の逞しい生活力には日本人も辟易しようからシナ人との雑居は別途の考え方で対応が必要となろう、6 内地雑居で外国人が日本の法律に従うことに危惧を感じて、泰西主義に則った法改正を要求しているが、法改正については、先ず条約改正ありきではなく、法が持つ基本的性格を踏まえて広く、外国人の自由、内国人の便利を考え、治安を保ち国権を維持することを目的とすべし、7 条約改正は世界の公理公道に訴えること、等であった。

3-3 大隈重信外務大臣(明治21-22年)

- 8 大隈はこれまでの改正談判上の不利を回避すべく2つの方針を定めた。一つは、条約改正に応じた国が享受すべき諸恩典について、改正に応じない国が無為に均霑することがないように、最惠国条款を従来からの無条件主義を棄てて有条件主義を主張したこと、二つは従来各国合同の談判方式を取り止めて国別折衝方式を採用したことであった。

とくに有条件最惠国条款については、明治21年11月30日にメキシコと互恵対等の新条約を締結し、日本の法権に服することを条件にメキシコ国民に住居および商業のための国内開放を認めた。果たして英仏は安政条約で規定する最惠国条款(条約では有条件か無条件かの

明示はない) を無条件最恵国条款であると言い立てて、日本の法律に従うことなく、メキシコが享受することとなる内地雑居の権利のあることを主張したが、大隈は有条件主義を主張して譲らなかった。改定案の骨子の中で後に国内的に大きな反対を招くこととなるもののみを列挙すると以下ようになる。1 大審院に少数の外国人判事を任用(ただし12年間に限る)し、外国人を被告とする民刑事事件は外国人判事の過半数を以て裁判させる、また一定の民事刑事重要事件は最初から大審院へ提訴させる特例を設ける、2 刑法、民法、商法、訴訟法等の法典編纂を新条約実施後2年以内、または領事裁判権撤廃の3年以前に公布し、その公布1年以内に英文公譯を公布する、3 領事裁判権は新条約実施後5年間継続し、2で規定した法典公布が遅延した場合にはその遅延期間だけ領事裁判制度を継続する、4 新条約実施と同時に外国人は内地雑居の利益(土地所有権等)を受けるが、内地雑居の利益を受ける外国人は日本国の裁判権に服することとする、の4点である。

前記大隈案に対して、米国はただちに同意を示し、明治22年2月20日に調印し、同23年2月21日を実施期日と決めた。次いで、独逸は明治22年6月12日に調印、露西亜は同年8月8日調印と条約改正交渉は順調に進むかに見えたが、英国は合同談判方式を主張して単独談判を拒み、有条件付最恵国条款を拒否し(国内雑居と日本裁判権受入れの同時履行を拒否して国内雑居の先行を要求)、編纂公布されるべき法典への危惧を表明するなどして談判を遷延させ、漸く7月31日になって正式交渉に応じた。この間、極秘裡に行われてきた条約改正の内容がリークされて明治22年4月にロンドンタイムズに掲載されると、堰を切ったように反対論が噴出して国内世論は沸騰騒然となった。伊藤博文枢密院議長は、国会開設を翌年に控えて改正条約が新憲法上疑義あること、ならびに、有条件付最恵国条款の強行が(英仏との)外交上の紛議を醸すかも知れぬこと等に危惧を表明し条約改正延期を主張して辞表を提出した。さらに、閣内の井上馨(農商務相)、後藤象二郎(逓信相)らの反対、枢密院副議長寺島旨則外多数の枢密院顧問官らの反対論の奏聞、三浦梧楼、谷干城、西村茂樹らの国権論者、井上角五郎を始めとする民間有志、改進黨を除く多くの政党の反対等が目白押しに続いた。因に明治22年9月30日までに元老院に提出された建白書350通のうち、改正中止論230通、断行論120通という状況であった¹⁶。このような状況の中、明治22年10月18日大隈は閣議の帰途玄洋社社員来島恒喜の爆弾に見舞われ隻脚を失った。時局收拾ができずに退陣した黒田に代わった三條実美臨時内閣(他の閣僚は留任)は12月10日の閣議をもって条約改正中止を決議し、その旨の対外折衝を終えて同月24日総辞職をした。なお、大隈は12月10日の閣議を不服として同月14日に三條あてに辞職を提出した。

三條内閣が行った大隈改正条約談判の後始末は、以下の条件更改を提示することによって米、独、露等の調印済国に対しては結果として批准の交換を困難にさせ、折衝中の国々には談判の中断を余儀なくさせた。すなわち、(1) 憲法に抵触するという理由で大審院における外人裁判官任用の取消、(2) 条約における法典の編纂公布の約束は将来の立法権を拘束する虞れのあること、および、その開設を翌年に控えた帝国議会との関係を考えて取消さざるを得ない、(3) 外人に内地不動産の所有権を認めるのは領事裁判権の撤去と同時履行の関係にする、(4) 行政規則・警察規則等(狩猟法、検疫法、開港内諸取締規則等)において外国人の権利に若干の制限を設ける(従来から外国人が享受してきた特典、特権、免除の見直しと削減)というものであった¹⁷。

この間の条約改正論の多くは条約改正支持に廻った。時事新報に発表された福澤の条約改正論はおよそ9編¹⁸に及んだ。

西欧の日本イメージに対する観測は以下のように後世の我々が見て正に正鵠を射ていたと言える。米国については、内治に専心していて外交には関心が薄いとされた。事実、この時期の米国は革新主義による国内改革に熱中して外交には積極的でなかった。露西亜は日本が条約改正の賛否で湧いているのを対岸の火事として視ているとした。英国については、北東アジア最大の外国勢力であり、こと日本に関しては開国以来もっとも多くの接点を持ち、それだけに多くの錯綜した利害が絡むから条約改正についても注文が多くなるのは当然とした。しかし、条約改正に関しては遠慮なく英国には物を言うべきであるとした。この点、条約改正中止の論拠の大きな部分として英国との紛擾が予想されそれを避けることを挙げた伊藤博文との違いが目立つ。

条約改正論においては、外国人裁判官任用が新憲法に抵触するか否かについて、断定を避けて両論併記をしている。その他を要約すると、1 締約各国が身勝手なことを言って当方の主張を聞こうとしないのなら、安政条約の厳格な運用をやったらよい。交際の接点が増大した現今、困惑し不便を感じるのは各国である（大隈外相はこの政策を実際に採用している¹⁹⁾）、2 内地雑居については外国人の経済占拠を恐れる声に対して、古典派経済学的な説明をもって歯止めのない外資の流入はあり得ないことを説き、さらに啓蒙的合理主義をもってイコールフットイングな外資との競争を説き、エジプトのように外資に蹂躪されるか、アメリカのようにこれを自国の発展に取り込むかは、日本人の気概次第であるとした、3 法典編纂は条約改正ありきではなく、国権の確立、内治の安定、人民の利便を考慮しつつ伝統に根ざした習俗・慣習・法律を基本にし、また、来る23年に開設が予定されている国会の審議を経るべし、4 条約改正を党利党略、功名心、派閥の駆引き等の具にしてはならず一致協力すべし、5 文明立国の元素（国民の気力卑屈ならず国権の所在を知り他国の利害に関すること大なること—「条約改正始末」明治22年12月2—7日、『全集』⑫、297—312頁）が備われば締約国の方から条約改正を言って寄ってくる等のことを言った。この文明立国の元素は1880年代に広く唱えられた先進的な国民国家の政治モデル²⁰⁾と底通している。同じ時期に現れた条約改正論としては以下の論者のものがある。

(1) 田口卯吉：大隈の改正を支持。内地雑居に関するいわれなき外人恐怖症を福澤と同様な論法で論破している。外人裁判官任用と憲法の関係については、新憲法第19条（：日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応ジ均ク文武官ニ任セラレ及其他ノ公務ニ就クヲ得）を採りあげて、本条の規定は外人を雇うなど規定してはいず、その内容は薩長閥ばかりが公務に就くというような、日本人の中で種類を立てて差別することを禁じたものであるとした。より大きな問題は、憲法第1条に「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあるが、日本国内の居留地では外国の法と秩序が支配しているから、その存在自体が憲法違反であり、これをこそ早急に解消せねばならないとした。[明治22年9月14日浅草井生村楼における演説、『明治文化全集』第11巻（前出）]

10 (2) 島田三郎：すべて政府案に賛成して大筋では田口卯吉の議論と同じ。そして、領事裁判権あるがために、日本自身の司法・行政法に則ったあるべき解決ができなかった様々な事件を採り上げて論評し、治外法権の一刻も早い撤廃を訴えた。[明治22年10月16日「新演説号外第三」、『明治文化全集』第11巻（前出）]

(3) 馬場辰猪：その論理の基礎を国際社会において国家は平等同一の地位を占めるべしとする国際法上の正理に置き、締盟各国では公議与論が政治を引っ張るから、彼らへ訴える方法としては、条約改正が日本人民の真の希望（民情公望）であることを先方の人民へ

伝えなければならないとした。具体的には日本も国会を開設しそこへ公議与論を集中し、これを相手国の国会へ訴えねばならぬとした。(馬場辰猪著、山本忠禮・明石兵太郎『条約改正論』²¹大阪興文館、明治23年1月23日、及び、「外交論」『嚶鳴雑誌』明治13年12月25日。前者は『明治文化全集』第11巻(前出)に、後者は『馬場辰猪全集』岩波書店1987年に所収)

その他、井上哲次郎(「内地雑居論」明治22年、『明治文化全集』第11巻(前出))、植木枝盛(『目下之大問題・条約改正如何』明治22年、稲生典太郎編『条約改正論資料集成2』原書房、1994年)等は、条約改正の結果始まる内地雑居で経済的にも社会的にも諸事能力に勝る外国人に席卷される日本人社会を想像して、条約改正に反対している。とくに植木が今回の改正条約がその期限に更改される際に、ふたたび安政条約のごとき不当な条約を押し込まれないという保証がどこにあるのかと言って、政府への不信をあらわにしていることは注目に値する。

3-4 青木周蔵外務大臣(明治22-24年)——榎本武揚外務大臣(明治24-25年)—— 陸奥宗光外務大臣(明治25-28年)

青木の最優先の折衝予定国は英・独であったが、その談判の糸口をつかむのに難渋を極めた。交渉相手である締盟国の外交官らには、明治20年の井上の談判中止と今回の大隈案の中止とが悪い印象となって残っていた。いずれの場合も日本側から一方的に中止を申出てそれまでの交渉の積上げを無にさせていたからである。青木は、談判再開に難色を示す英国特命全権公使ヒュー・フレーザーを説得して談判再開に持ち込み、明治23年2月28日に条約改正の覚書を手交すると、図らずもこれへの対案として英国政府の改正条約草案と議定書案が同年7月15日に同公使から青木へ届けられる。しかも、時の英宰相ソールズベリー卿からフレーザー公使に宛てた当該草案に関わる訓令書翰(1890年6月5日付)の写までもが添えられていた²²。宰相の書翰には、大隈の改正条約中止の際に関係各国へ三條内閣が言い立てた四つの条件に関する危惧が表明されていた。しかし、英国のこれまでにない積極的な姿勢に勇を得た青木は、英案への対案を送り、英はそれに再反論するなどして交渉は好調に回転し出すが、明治24年5月11日の大津事件²³で同月29日に青木は引責辞職を余儀なくされる。

榎本は即日青木の後を襲い外相に就任し明治25年8月7日までその任にあったが、時の松方内閣が抱えた多難な国内問題(明治25年2月15日の第二回総選挙における官憲による大がかりな選挙干渉問題)は榎本に条約改正のための対外折衝の暇を与えず、僅かに閣内と枢密院からなる条約改正調査委員会を設置して権力内の意見の調整に奔走するのみであった。

陸奥は明治25年8月8日伊藤博文内閣発足と同時に外相として入閣し、内にあっては伊藤総理と連繋して条約改正に関する国内の異論の排除制圧と意見の統一を図り、外にあっては青木駐独公使(前外務大臣)に英国兼務を命じて、初めには専ら対英折衝にあたらせた結果、遂に明治27年7月16日日英改正条約(日英通商航海条約)の調印²⁴に漕ぎ着け、同年8月25日に批准交換を終えた。続いて米国と日米通商航海条約の調印(明治27年11月22日)及び批准交換²⁵(明治28年3月21日)を終え、その後順次他締約各国との改正条約の調印を果し、朝野をあげて積年の願望であった条約改正の第一歩を踏み出したのであった。ここに、治外法権の撤廃、ならびに税権、通商および航海に関する自主権の回復をみたのである

(税権については、一部片務的協定税率を残したが、これは後の小村寿太郎外務大臣の時代に解決される)。法権の回復については、新条約実施時に旧来のすべての条約、ならびに、条約に付属するすべての協定、協議、協約、覚書等が停止することとし、条約実施は調印の5年以後とし調印の4年以後に日本から条約実施の申立をして、その12ヵ月後から実施することとした。ただし実施の申立をする際には、日本の法整備が完了していることが条件とされ、その条件の達未達の判断は日本に任される条約の構成となった。また、条約実施時から始まる内地雑居では外人の土地所有権は認めず、旧居留地における外人の永代借地権は保護することとした。

この間、陸奥は厳しい情報統制を敷きつつ条約改正交渉をすすめた結果、政府批判論者らはこれが情報の公開を政府に求めるなど国内政論は過熱し、政党は政府の対外折衝の手ぬるさを指弾しつつ条約改正問題を政局化し、条約励行建議案²⁶を上程するなどして政府非難を強めると、政府は明治26年12月30日および明治27年6月2日と二度にわたり議会を解散してこれに対決した。陸奥がもたらした条約改正成功の国際的あるいは国内的な諸要因と陸奥自身の功績等についての論考は、本稿の目的から逸れるのでないが、ロンドンで条約の調印に立会った青木公使は陸奥外務大臣へ宛てた明治27年7月19日付私信「対英談判終了ニ付衷情披瀝ノ件」²⁷のなかで、調印後の歓談のなかで英外相キンバリーから「此条約ノ性質タル日本ニ取りテハ清國ノ大兵ヲ敗走セシメタルヨリモ寧ロ遥ニ優レタルモノアリ」と言われたという。日本の対清宣戦布告は調印の翌月、8月1日に行われた。英国の条約調印は同国の北東アジア戦略の最重要な一環として位置付けられていたことを窺わせる。

さて、この時期の西欧の対日イメージについては、交渉の当事者である陸奥が明治26年7月25日付青木駐独公使宛私信「条約改正ニ対スル政府ノ決意披露ノ件」²⁸において、井上、大隈の例を引いてこれまでの交渉の蹉跌は、国論が二分するほどの国内政論の過熱のために当方側から談判の中止を申込んだことであり、結果として対外的に信用を失ってきたことを指摘して、「是迄条約改正談判ノ失敗ハ其原因内ニ在リテ外ニ在ラサル実績有之寧ロ我ヨリ彼ニ対シ多少国信ヲ失ヒタル痕跡アルモ彼ヨリハ常ニ我ニ好意ヲ表シタル如キ観ナキ能ハズ」と言っている。「彼ヨリハ常ニ我ニ好意ヲ表シタル如キ観」の証左として、陸奥は明治23年7月15日にフーレーザー英公使から当時の青木外務大臣へ送られてきた、英宰相ソールズベリー卿の書翰の写（前出）を挙げている。折衝事務の要にあった陸奥が観る西欧の対日イメージ²⁹と歴史的な観点から抽出された福澤のそれとが同じニュアンスで語られているのは注目に値する。

この時期（明治23-30年）に福澤はおおよそ13編³⁰の条約改正関連社説を時事新報へ掲載している。福澤が英の日本イメージを想像する意味で注意を引く記事に、明治23年10月6日付社説「在東京英国宣教師の決議」がある。それによると、横浜開港場居留の英国商人を始めとする諸外国人が、日本政府が推進する条約改正を不当なものとしてこれを擯斥する決議³¹をして各々が然るべき筋へこれを陳情したと言う話を耳にした福澤が条約改正の前途を憂慮していたところ、今度は、在東京の英国宣教師18名が「日本政府の英国政府に対する治外法権撤廃の要求は正当なことであるから、英国政府はこれを速やかに可決すべきである」とする決議書を、同月3日に東京駐劄の英公使フーレーザーに提出した。同決議書は日ならずして時の宰相ソールズベリー卿へ届けられるであろうという報道に接した。福澤は、これこそ「俗利害の外に逍遙する耶蘇教師の意見」であり「無偏無党なる道德心の決議」であるから、英国の「大宰相の明察これを取捨すること易」いであろうとして、「条約改正の前途亦トす

可し」と明るい展望を述べている。福澤は文久2年に遣欧使節に随行してロンドンに滞在した際に、当時の駐日英公使アールコックが任地の日本で横柄で失礼極まりない振る舞いをしているのはよくないと、ある人が議会にこれを伝えて糾弾した話を知り、西欧社会の一端に触れ得た思いで、いよいよ開国の決心を固めたということ『福翁自伝』(明治32年『全集』⑦)のなかで語っている³²。「在東京英国宣教師の決議」はロンドンでの経験と同じ文脈で提示されたものと考えられる。ただし、福澤や陸奥が観取したこの時期の西欧(英国)の日本イメージは、前節で紹介した諸研究が指摘する英国の有力誌に現れた英国の日本イメージとは乖離している。両者が同じである筈もないのだが、興味ある差違を示している。他の社説は(1)条約改正は日本の開化開進が評価されることであるから、これを党利党略に使ったり功を独り占めしてはいけない、(2)法典編纂の本来の目的をわすれるな。条約改正のためではない、(3)非雑居論者は鎖国攘夷の退歩主義者である、(4)(内地開放の)漸進主義者は人間進歩の約束を信じない元陋不文の徒である、等で国内の条約改正反対論に悪戦苦闘する政府への応援に終始している。

4 おわりに

条約改正交渉を通観するとき、かつて明治4年に三條太政大臣が「威力ノ談判ニ涉リ其ノ弊害ヲ招ク」(前出)と言ったような危惧を、交渉の当局者らは持つてはいなかったように見える。ことに大隈外相が有条件最惠国條款を申出ていること、そして、陸奥外相のときには、法典実施保証という積年の難問について、法典整備状況の判断を日本サイドで決められるような条約の構成を申出て、それを通してることなどの強気の交渉態度を併せ考えると、すくなくとも西欧の日本イメージに対して、急迫した外交政策に結びつく何かを当局者らが感じ取っていたとは言い難い。陸奥の言う通り問題はむしろ国内世論にあった。とくに法典実施保証の方法については、その都度国内に反対論が沸騰して談判の中断を余儀なくされた。事態はまさに、「内を先ニすれば外の間ニ合はず。外ニ立向はんとすれば内のヤクザが袖を引き…」(福沢諭吉、馬場辰猪宛書翰 明治7年10月12日付、慶応義塾編『福沢諭吉書簡集』第1巻、岩波書店、312-313頁)ということであった。

福澤が想像した西欧の日本イメージが、侵略的な植民地主義と国家の主権を認める国際主義のどちらと、より親和的に照応するのかは判然としないが、そこに異常急迫したものに繋がる危険性を孕む何かを福澤が感じていたとは思えない。西欧が日本を「単なる貿易国」と看做していたという福澤の観察は優れて歴史的な考察からのものであるから、西欧は日本を独占的産業資本主義的(ないしは帝国主義的)植民地経営の対象として考えてはいなかったということと同義に解してよいのではないだろうか。福澤は、石河幹明の代筆による「瘦我慢の説に対する評論に就いて」(『全集』⑥、573-584頁)において、幕末に列強からの干渉は考えられなかったとも言っている³³。いずれにしても、福澤の定義する「ナショナルリチ」(国体)の護持が危ぶまれるような事態が想定されているとは思われない。

一方で、上記の馬場辰猪宛書翰のなかでは、「迎も今の有様ニ而ハ、外国交際之刺衝ニ堪不申。法の権も商の権も、日ニ外人ニ犯され、遂ニハ如何ともすべからざるの場合ニ可至哉と、学者終身之患ハ唯この一事のミ。」と言い、「結局我輩の目的ハ、我邦之ナショナルリチを保護するの赤心のミ」と書き送っている。また、『文明論之概略』(明治8年、『全集』④)においては、日本が、日本人よりも一段と「智弁勇力を兼備」した外人の制御の下で束縛を蒙るようなことになれば、「我日本の人民は、これに窒息するに至る可し。今より此有様を

想像すれば、渾身忽ち悚然として、毛髪の聳つを覚るに非ずや。」と書き大きな緊張感を喚起している。この主張には、条約改正を中心にこれまで見てきた福澤の想像する西欧の日本イメージが、西欧のどのような対日政策と照応するのか戸惑うほどに、ナショナリチに対する防衛的な危惧が表明されている。西欧世界は75年(明治8年)以降従来から続いた変容を加速する。福澤は『通俗国権論』(明治11年)、『民情一新』(明治12年)等において、この西欧社会の変化とその先行きに関して正鵠を射た理解と的確な予見をもって、日本の採るべき方途を主張する³⁴。その際にもナショナリチに関する福澤の緊張はいよいよ高くなる。

さてそうになると、「外国人の日本に来るは、貿易の為のみ。」(明治8年、前出)といい、日本が外国の侵略といった支障もなく文明開化に邁進できたのは、「…首として英国人が我に対して一点の禍心なく、他の各国も其趣意を体し、之に加ふるに徹頭徹尾政治上に無欲淡泊なる米国人の懇篤心に由来するものも居多なりと云はざるを得ず」(明治19年、前出)という言説などと、ナショナリチに関する福澤の緊張の執拗な持続、これらをどのようにして合理的で整合的に理解すべきか。今後の研究課題といたしたい。

¹ 外務省調査局監修、日本学術振興会編纂『条約改正関係 大日本外交文書』日本国際連合協会、第1巻、文書番号745、以下、『外交』①、745番と略記し、漢字のうち新字体のあるものは新字体による

² 日付が仮となっているのは、本来この文書には日付がなく、同一文書がこの年(明治5年)の9月に三條から岩倉へ渡されたことが、岩倉公実記に記載されてあるところから、暫定的に9月15日仮とした旨の説明が『外交』①、文書番号42の註にある。

³ 『外交』①、42番

⁴ 『外交』①、76-78、110番

⁵ 双方で行き違いの多かった日米談判の背景には、岩倉使節団の組成に絡み権力の間で派閥争いがあったことを示唆する研究がある。久米邦武編、田中彰校註『米欧回覧実記』1 岩波書店、398-405頁

⁶ 『外交』①、167番

⁷ 明治17年5月7日「英政府の意見覚書進達ノ件」『外交』②、110番

⁸ 明治10年12月14日ハートリー阿片密輸事件。横浜在留英人ジョン・ハートリーが安政条約の禁を破って生阿片を輸入せんとし、税関に摘発された。税関が英国領事裁判所へ起訴したところ、生阿片は薬用で安政条約が禁じている阿片には当たらないと判決し、日本当局はこれを牽強付会な説として英国政府と折衝したが埒があかなかった。外務省監修、日本学術振興会編纂『条約改正経過概要』日本国際連合協会、昭和25年6月、167-168頁

⁹ 明治20年6月25日付中上川彦次郎宛福澤諭吉書簡、慶応義塾編『福沢諭吉書簡集』、五巻、207-208頁

¹⁰ 「ボアソナード外交意見」は①「井上毅・ボアソナード両氏對話筆記」、②「裁判権ノ條約草按ニ関スル意見」、③「千八百八十七年四月二日迄ニ、條約改正會議ニ於テ採用セラレタル箇條書修正及提議」の3点からなっている。渡辺俊一氏によれば、①と②は、井上馨の条約改正案に反対であった井上毅の関与のもとに作られたものであるという。渡辺俊一『井上毅と福澤諭吉』日本図書センター、2004年、285頁

¹¹ 明治25年11月30日松江沖で日本軍艦千島が彼阿汽船会社所有の英国籍船ラヴェンナ号と衝突して沈没した。日本政府は当該汽船会社を相手取り85万円の損害賠償請求の訴訟を横浜英国領事裁判所へ提訴した。これに対して被告の会社は千島艦の過った操作によって損害を蒙ったとして逆に10万ドルの損害賠償ならびにその支払いを担保する保証の提示の請求を在上海の英上級控訴審判所へ控訴した結果、控訴審は控訴

を受理し、審理の結果日本政府を有罪とした。

この控訴審の判断は安政条約で英国に定められている裁判管轄権を逸脱しているとの批判が起り、加えて反訴と裁判管轄権の議論の過程で、千島艦の眞の所有者は天皇陛下であり、天皇陛下に千島艦操縦に関する義務違反を審理する反訴が可能か否かという問題が検討されたことが明らかとなり、「至尊の御名」を軽々たる民事裁判で口にするとは怪しからぬとの民情も加わって、判決への非難は対英折衝に弱腰な政府への大掛かりな攻撃となった。同時に、早期の条約改正を求める声を加速させることとなった。ちなみに、本件を俗語は“近くは軍艦千島号、怨を吞んで逝きたりし我が同胞の妄執を霽らす術さへあらざるは、治外法権故なりと思へば無念口惜しや…”と歌っている。(報知社「千島艦事件」明治26年12月24日、『郵便報知新聞』第6346号付録、ならびに、外務省編纂『日本外交文書』第26巻、文書番号131、事項5「軍艦千島英船ラベンナ衝突提訴ノ件」)

- ¹² 明治15年3月7日「条約改正」、明治16年—10月30日「日本の用終れり」、10月31日「西洋人の日本を疎外するは内外両因あり」、明治17年—5月23日「条約改正論」、同24日「税権回復の實価如何」、同26日「治外法権は人間社会にあるまじき事柄なり」、同27日「治外法権は日本国の大利害に關す」、同28日「外国人は何故に治外法権の撤去を恐るるや」、同29日「条約改正を果すは必ずしも大難事にあらず」、6月11—17日「通俗外交論」、7月1日「尚早し既に晚し」、8月16日「条約改正直に兵力に縁なし」、同19日「外交には自から順序手續あるものなり」、明治19年—3月23日「内外の交際揖讓して対等の義を忘る可らず」、4月21—22日「全国雜居」、6月4日「法必ず信」、9月6日「条約改正の愉快は無代償にて得らる可きものに非ず」、同7日「条約改正すれば外国交際も亦一面目を改む可し」、10月26日「外交の要は内外兩様の信を重んずるにあり」、11月15日「ノルマントン号沈没事件を如何せん」、同29—30日「内地雜居の用意」、明治20年—6月24日「条約改正は時宜に由り中止するも遺憾なし」、8月4日「条約改正会議延期」(以上『全集』⑧、⑨、⑩、⑪)

- ¹³ 「8『時事新報』の発行停止」、慶応義塾編『福沢論吉書簡集』第14巻、361—362頁

- ¹⁴ 『外交』⑤、90番

- ¹⁵ 寺島外務卿は英清間の2つの通商条約〔南京条約(1842年)、天津条約(1860年)]と安政条約をその寛嚴の度合いについて比較して、清は、アロー戦争等の「敗戦ノ余ニ出」た条約にもかかわらず、日本より「幾層の寛裕」を得ているとしている。なお、資料の天津条約(1860年)は天津条約(1858年)とそれに加えられた北京条約(1860年)を包括的に指したのか。(「条約改正ハ税権回復ヲ当初ノ目的トシテ談判ニ著手スベキ旨伺ノ件並ニ之ニ対スル三條実美太政大臣決濟」明治8年11月10日、『外交』①、167番)

- ¹⁶ 『条約改正経過概要』(前出)、昭和25年、232—233頁

- ¹⁷ 『外交』③、54番

- ¹⁸ 明治21年8月31日—9月3日「条約改正敢て求めず」、同22年—7月17—18日「条約改正、法典編纂」、7月25日「法典編纂の時期」、8月2日「条約改正の形勢」、8月8日「条約改正の困難」、8月9—10日「条約改正の困難は公論の裏に在り」、8月24日「条約改正に対して英国の意向如何」、8月30—31日「法典發布の利害」、12月2—7日「条約改正始末」

- ¹⁹ 『条約改正経過概要』(前出)、228頁

- ²⁰ E.J.ホブズボーム、野口建彦、野口照子訳『帝国の時代1875—1914』みすず書房、1993年、33—34頁

- ²¹ この冊子は、1876年(明治9年10月10日)に馬場辰猪が条約改正論を英語で書いてロンドンで出版し、英政界の錚錚たる面々、たとえば、ビーコンスフィールド、デルビー、グラッドストーン、ホーセット、ブライトラに送りつけた冊子を明治23年1月7日に翻訳出版したもの)

- ²² 『外交』③、365番

- ²³ 明治24年5月11日に起きた巡查津田三蔵による訪日中のロシア皇太子襲撃事件。

児島惟謙著・家永三郎編註『大津事件日誌』東洋文庫、児島惟謙著・山川雄巴編註『児島惟謙大津事件手記』関西大学法学研究所、2003年、慶応義塾編『福澤諭吉書簡集』第七巻、岩波書店、395頁、ドナルド・キーン、角地幸男訳『明治天皇』三、新潮文庫、217-243頁

24 当時日本は朝鮮を巡って清と緊張関係にあり、英米両国は、北東アジアにおける日本の行動に自国の国益を絡ませて、神経を尖らせていた。英国は条約調印を直前にして、日本の朝鮮におけるいくつかの行動に関する報告を前に不快感を示し、日本に善処方を要求して調印を遷延させた。(『外交』④、112番および、陸奥宗光『蹇蹇録』岩波文庫、115-125頁)

25 米国の上院が日清戦争における旅順口虐殺事件報道を採りあげて問題としたために、批准交換が危ぶまれた。結局「条約発効後12年目以降は当事国の一方から当該条約の停止を要求しその12ヵ月後に条約は無効となる」という条款(19条2項)を「条約発効後何時にても当事国の一方から当該条約の停止を要求しその12ヵ月後に条約は無効となる」と更改されて批准交換となった(外務大臣秘書官中田敬義編纂「日米条約改正記事」、稲生典太郎、大山梓編『条約改正論資料集成 下巻』原書房、1991年、612-631頁、および『陸奥宗光『蹇蹇録』岩波文庫、126-128頁])

26 議会は条約勵行建議案の上程を策した。これは安政条約の安易な運用、あるいは、条款の過った適用等によって、各締盟国人が不当に享受している特典・特権・免除等を、安政条約の厳格な運用によって否定剥奪すれば、外国人らは旧条約下での商売・生活の不利・不便を悟り、当方に有利な条約改正交渉ができるとする意見

27 『外交』⑤、113番

28 『外交』⑤、7番

29 尤も陸奥の『蹇蹇録』第九章「朝鮮事件と日英条約改正」では条約調印直前の英国の対日態度を非常に厳しいものであったと述懐している

30 明治23年-10月6日「在東京英国宣教師の決議」、同月7日「条約改正の功は多人数に分つ可し」、同月8日「条約改正の噂」、明治25年-4月14日「条約改正」、6月3日「新法典実施」、明治26年-9月23日「非内地雑居論」、10月31日「非内地雑居論に反対の運動は如何」、明治27年-1月7日「開国進取の主義」、2月23日「条約改正の結果如何」、同月27日「支那人の内地雑居」、5月2日「当局者自から悔悟の実を表す可し」、明治30年-6月29日「国を開かば大に開く可し」、12月14日「条約実施と法典」

31 明治23年9月19日河瀬駐英公使ヨリ青木外務大臣宛「我新案英国商業會議所ノ議ニ附セラレタリヤ否ヤ問合セニ関シ回答ノ件」のなかで「此頃ルーター電報ニ依レハ横浜外国居留地商法會議所ニ於テ我帝国提出改正新案ヲ會議ニ附シ遂ニ無制限ノ承諾ニハ反対ノ決議ヲ得タリトノ事モ有之候ニ付キ」とある。(『外交』③、371番)

32 松沢弘陽「福澤諭吉とヴィクトリア中期Radicalism-『福翁自伝』を手がかりに-」、福澤諭吉協会『福澤諭吉年鑑』33、2006年、55-79頁

33 萩原延寿氏は「瘦我慢の説に対する評論に就いて」における列強からの「干渉の危険はなかった」という福澤の発言と「我輩の目的は我邦のナショナルリチを保護するの赤心のみ」と書き送った馬場辰猪宛書翰(明治7年10月12日付、『福澤諭吉選集第13巻』所収)の関係をどう理解したら良いのかと問題を提起されている(編者代表富田正文『福澤諭吉選集第10巻』岩波書店、363-365頁)

16

34 石倉幸雄「福澤諭吉の西欧世界理解と新秩序の探究」『国際経営・文化研究』Vol.11, No.2 2007年3月

参考文献 (文中および註において既に引用したものを除く)

- 1 外務省監修『小村外交史』明治百年史叢書第7巻、原書房、1996年
- 2 丸山真男『明治国家の思想』、『丸山真男集』第4巻、岩波書店、1949年

- 3 山本 茂『条約改正史』高山書店、昭和18年
- 4 岡 義武「條約改正論議に現れた當時の對外意識」(『国家学会雑誌』第67-68卷、1953-54年)
- 5 ———「日清戦争と当時における對外意識」、『国家学会誌』68卷、3-6号、1954/12-1955/2
- 6 R.Alcock, "Japan and the Japanese", *Edinburgh Review*, Vol.113., 1861
- 7 N.Curzon, "Problems of the Far East Japan-Korea-China", *Edinburgh Review*, Vol..CLXXX II, 1895/7-12
- 8 R.K.Douglas, "Progress in Japan", *Edinburgh Review*, Vol.CLXXII., 1890/7-10
- 9 William W.Lockwood, "Japan's Response to the West: The Contrast with China", *World Politics*, Vol.9., No.1, Oct, 1956, pp.37-54.
- 10 Laurence Oliphant, "Lord Elgin's Mission to China and Japan in the years 1857, 1858, and 1859", *Edinburgh Review*, Vol.CXI., 1860/1
- 11 W.Robertson, "A Far Easter Question", *Westminster Review*, No.137., 1892/1

(受理 平成19年9月13日)